

導入された用語や、これまでとは異なる定義で導入されているものもある：

Climate Change: 「気候変動」：原因（人為起源あるいは自然起源）の如何にかかわらず、十年規模以上にわたる、同定された気候の変化を示す定義になっており、WG1/AR4 に同じ。UNFCCC での定義が、人為起源の変化に限定しているのと異なる。

Climate Extreme (extreme weather or climate event): extreme weather event (気象の極端現象)あるいは extreme climate event(気候の極端現象)を総称する表現として、原案の Extreme Event の代わりに Climate Extreme が会議までに新たに案に導入されたもので、WG1/AR4 でも定義されていない。ただ、SREX 本文中にはすでに多く用いられている。筆者は、この議論の際の議長役を務めていた WG1 共同議長のストッカー(Thomas Stocker)に、総称する言葉としては、やや混乱を生じる恐れがあり、本来この特別報告書のタイトルにも用いられた、原案の Extreme Eventの方がよいのではないかと示唆し、検討したが、研究者による文書である主文中に既に多数使用例があることや、全体会議で原案からの変更特に異論発言が出なかったことから、筆者は了承した。ただ、日本語に置き換える場合、直ちに対応する言葉がなく、英語での原案に対する「極端現象」を使うか、あるいは「異常気象」も近いと思われるが、その表記では「気候」が表に表れていない難点があるなど、今後の検討を要すると思われる。

Exposure: 「暴露」と訳すことになるが、中毒など、医学や健康の分野での定義である、「外的なもの(毒物、汚染大気など)に曝すこと、あるいは曝されること」とはやや異なるもので、「人、その暮らし、環境サービス及び環境資源、インフラ、あるいは、経済的、社会的、または文化的資産が存在している所で、悪影響を受ける可能性がある状況(presence)」を意味する。

Vulnerability: 「脆弱性」これまでの WG2/AR4 での定義と若干異なる。これまでは、「(気候の) システムが、気候変動性や極端現象を含む気候変化(climate change)の悪影響に対しそれを感じやすい程度、あるいは対抗することが不可能な程度」と定義されていたのに対し、気候変動とは必ずしもかわらず、単に「悪影響をうける傾向・性向」としている。

Transformation: 訳は、「変質」、「変容」など（「変態」は生物学用語そのもので、一般化しにくい）検討の余地がある。原案にはなく、その後追加され提案された。WG2/AR4 でも定義に挙げられてない。さまざまなシステムの根本的な特質が変化することで、システムとしては、価値システム、司法上、立法上、あるいは行政上の体制、財政制度、及び技術上あるいは生物学上のシステムなどが例示されている。

A の主なメッセージ：

- * リスクが現実化した際、暴露と脆弱性は、災害リスクと影響の主要な決定要因となる。
- * 気象・気候の極端/非極端現象は、回復力、対処能力、および適応能力を変化させることにより、将来の極端現象に対する脆弱性に影響を与える。
- * 変動する気候は、極端現象の発生頻度、強度、空間的広がり、持続時間やタイミングの変化を招き、前例のない気象・気候の極端現象をもたらす可能性がある。

B. 暴露、脆弱性、極端現象、影響、および災害損失の観測/所見 (Observation)

極端現象の影響、及び、極端現象そのものに起因する、また人間や自然のシステムの暴露や脆弱性に起因する災害の可能性に関し、観測/所見による知見をまとめている。

暴露と脆弱性：

- * 暴露と脆弱性は動的であり、時間・空間スケールによって変動し、また経済、社会、地理、人口動態、文化、

制度、統治、及び環境の各要因に依存する（*確信度が高い* <high confidence>）。

- * 定住パターン、都市化、及び社会・経済的状况における変化は、全て、極端現象に対する暴露と脆弱性に関して観測された傾向に影響を与えてきた(*確信度が高い*)。

極端現象とその影響：

- * 極端現象の変化の中には、1950 年以降収集された観測データからの証拠が存在するものがある。極端現象の観測された変化に対する確信度は、データの質と量及び、地域によりまた極端現象により異なるこれらのデータを解析する研究論文の入手可能性にも依存する。特定の、地域スケールあるいは全球スケールの極端現象に関する観測された変化の「*確信度が低い*」とされる場合、それはこの極端現象の変化の可能性を含むわけでも除外するわけでもない。具体的には：
 - 全球的スケールでの、また十分なデータがある大抵の陸域での、寒い日/夜の数が全般的減少してきており、暑い日/夜の数が増加してきている *可能性が非常に高い* (*very likely*)。これらの変化は、北米、ヨーロッパ、オーストラリアでは、大陸スケールで生じている可能性が高い (*likely*)。
 - アジアの多くで気温の日最高・最低値において上昇の傾向があることには *中程度の確信度* (*medium confidence*) がある。
 - アフリカや南アメリカにおける気温の日最高・最低値の変化傾向の確信度は、地域によって低いから中程度までさまざまである。
 - 全球の、十分なデータのある、多くの(全てではない)地域で、陽気や熱波の頻度や長さが増加してきたということには *中程度の確信度* がある。
- * 極端現象の中には、大気中の温室効果ガス濃度の増加を含む、人為起源の影響の結果として変化しているものがあるという証拠が存在する。具体的には：
 - 人為的な影響が *極端な降雨の全球的な強化に貢献* してきたことには *中程度の確信度* がある。
 - 平均海面水位の上昇による、沿岸域での *極端な高波の増加* に対する人為的影響が生じてきた *可能性が高い*。
 - 熱帯低気圧の歴史的データの不確実性、熱帯低気圧の指標(metrics)を気候変動に結びつける物理的なメカニズムの不完全な理解、および、熱帯低気圧の変動の大きさから、*熱帯低気圧の活動において検出できる変化の原因を、人為的影響に特定することには、確信度が低い*。
 - 単一の極端現象の原因を人為的な気候変動に特定することには課題がある。

災害損失：

- * 気象・気候に関連する災害による経済的な損失は増加しているが、場所や年による変動が大きい (*高い確信度* — *高い見解一致度*、*中程度の証拠*による)。
- * 気象や気候の、及び地質学的な災害に関連した、保険も含む経済的な損失は、先進国でより大きい。死者数や、GDP に対する経済的損失の割合は、途上国のほうが大きい (*高い確信度*)。
- * 人口と財産・資産の暴露が増加していることが、気象や気候に関連した災害による経済的な損失の長期的な増加の主要な要因となってきた (*高い確信度*)。富や人口の増加に見合った経済的損失の長期的傾向は、気候変動が原因だと特定されてきてはいないが、気候変動の役割は除外されてきてもない (*中程度の証拠*、*高い見解一致度*)。

C. 災害リスク管理と気候変動に対する適応：過去の極端現象についての経験

過去の極端現象についての経験は、効果的な災害リスク管理や、リスク管理に対する適応のアプローチの理解に貢献するとして、以下の知見をまとめている：

- * 極端現象による影響の激しさは、これらの現象に対する暴露及び脆弱性の度合いに強く依存する (*高い確信度*)。
- * 暴露と脆弱性の長期的な変化傾向は、災害リスクの変化の主要な原動力である (*高い確信度*)。
- * 開発の実施、政策、及び結果は、災害リスクの形成に決定的であり、リスクは開発の短所により増加する可

能性がある（高い確信度）。

- * 災害と災害リスク低減に関するデータは、ローカル（地方）レベル(国レベルの下のさらに詳細なスケールのレベル)で不足しており、ローカルレベルでの脆弱性軽減の向上を抑制する可能性がある。
- * 不平等は、ローカルレベルでの対応及び適応の能力に影響を与え、災害リスク管理と適応の課題をローカルレベルから国レベルにもたらす(高い見解一致度、強固な証拠)。
- * 人道的支援は、災害リスク低減対策が不在あるいは不適切な場合、しばしば必要とされる。
- * 災害後の復旧と復興は、気象や気候に関連した災害リスクを低減し、適応能力を向上させるための機会を提供する。
- * 地方、国、地域及び全球スケールでのリスク分担と移転のメカニズムは、適応能力を向上させるための機会を提供する（中程度の確信度）。
- * 暴露と脆弱性の時間的、空間的な変動性に留意することは、適応と災害リスク管理の戦略・政策の設計・実行が短期的にリスクを低減できる一方で、長期的には暴露と脆弱性が増してしまう可能性がある場合には、特に重要である（高い見解一致度、中程度の証拠）。
- * 国レベルのシステムは、観測・予測された暴露・脆弱性・極端現象の変化傾向の課題に対処するための、国の能力の中核をなす。
- * 災害リスク管理と気候変動への適応をより密接に統合し、同時に、その双方を、地方の、国内的な、国としての、及び国際的な開発の政策と実施に取り入れれば、すべてのスケールで便益がもたらされる可能性がある(高い見解一致度、中程度の証拠)。

D. 将来の極端現象、影響、及び災害損失

「自然起源の気候変動性、人為起源の気候変動、及び社会経済的發展に由来する、**暴露、脆弱性、及び極端現象の将来変化**は、極端現象の自然及び人間のシステムに対する影響や、災害をもたらす可能性を変える可能性がある」とまとめた上で、以下の各項目に関して詳しく述べている。

極端現象とその影響：

- * 極端現象の変化の方向と大きさの予測における確信度は、極端現象の種類、地域と季節、観測データの量と質、基礎となるプロセスについての理解のレベル、及びモデルでのシミュレーションの信頼性など多くの要因に依存する。
- * 気温の極端値に関し、モデルは、21世紀末までにかかなりの昇温を予測している。
- * 激しい降水の頻度や、激しい降雨の総降雨量に占める割合が21世紀中に全球の多くの領域で増大する可能性が高い。
- * 熱帯低気圧の最大風速の平均値は、増大する可能性が高いが、増加は全ての海盆で生じるわけではないかもしれない。熱帯低気圧の全球的な発生頻度は、減少するか、基本的に変化しないままかのいずれかである可能性が高い。
- * 中・高緯度低気圧の南北各半球で平均した発生数が将来減少することには中程度の確信がある。
- * 早魃は、降水の減少や蒸発散量の増加により、21世紀に激しくなる季節や地域が生じることには中程度の確信がある。
- * 降水量や気温の変化予測によれば、洪水に変化が起きることになるが、河川の洪水変化に関する予測は確信度が低い。
- * 平均海面水位が沿岸域の高潮の水位の極端値を将来高める傾向に貢献することは非常に可能性が高い。
- * 熱波、氷河後退、そしてあるいは永久凍土の溶解の変化が、斜面の不安定化、山体移動、及び氷河湖決壊による洪水のような、高山の現象に影響を及ぼすことには高い確信度がある。
- * 自然の気候変動性の大規模なパターンの変化についての予測には確信度が低い。

人間の影響と災害損失

- * 極端現象は、水、農業、食糧安全保障、森林、健康、観光のような、気候と密接な関係のある分野に対して、

より大きな影響を与える。

- * いくつかの**極端現象**による**将来の損失増大の主要な駆動要因**は、多くの地域において、事実上、社会経済的なものである（*中程度の見解一致度、限られた証拠に基づく中程度の確信度*）。
- * **暴露の増加**は、熱帯低気圧による直接的な経済損失をより大きくする。また、損失は熱帯低気圧の将来の発生頻度及び強度の変化に依存する（*高い確信度*）。
- * 極端現象に関係する災害は、**人口の流動性や移転に影響**を及ぼし、その結果受け入れ側のコミュニティと移住してきたコミュニティに影響を与える（*中程度の見解一致度、中程度の証拠*）。

E. 変化する極端現象・災害のリスクの管理

冒頭、「気候変動への適応と災害リスク管理は、極端現象・災害のリスク管理に向けた、さまざまな補足的アプローチを提供する。これらのアプローチを効果的に適用・結合するには、持続可能な発展の広範な課題を考慮するとよい。」として、以下の知見が示されている。

- * 「**後悔の少ない対策 (low-regrets measures)**」と呼ばれる、現在の気候と一連の将来の気候変動シナリオ下で便益をもたらす対策では、暴露・脆弱性・気候の極端現象の予測される変化に対する取り組みの有効性が出発点である。それらは、便益を今すぐ提供し、予測された変化に取り組む基盤をもたらす可能性がある（*高い見解一致度、中程度の証拠*）。
- * **効果的なリスク管理**とは一般的に、ひとつひとつの行動または行動のタイプに焦点を当てた管理ではなく、リスクの低減・移転のための行動や、現象・災害に対応するための**行動のポートフォリオ**を含んだものである（*高い確信度*）。
- * **多様なハザード**に対してリスク管理に取り組むことは、複雑かつ複合的なハザードを低減する機会を提供する（*高い見解一致度、強固な証拠*）
- * **災害リスク管理と気候変動への適応のための国際金融**において相乗効果（synergies）をもたらす機会は存在するが、まだ完全には実現されていない。
- * **より強力な国際レベルの試み**は、必ずしもローカル（地方）レベルでの本質的かつ迅速な結果をもたらすものではない（*高い確信度*）。
- * **地方の知識を付加的な科学的・技術的知識と統合**させることで、災害リスク低減と気候変動への適応が促進される（*高い見解一致度、強固な証拠*）
- * 適切で時期を得たリスクコミュニケーションは、効果的な適応と災害リスク管理にとって決定的である（*高い確信度*）。
- * **モニタリング、研究、評価、学習、および革新の反復プロセス**は、災害リスクを低減させ、極端現象に関わる適応管理を推進することができる
- * **表 SPM. 1**は、観測・予測された、暴露・脆弱性及び極端現象が、いかにリスク管理や適応戦略に結びつけられるかを示す事例である。

持続可能な開発発展に対する影響：

- * **漸進的なステップから変質的な変化におよぶ行動**が、極端現象によるリスクを低減させるために不可欠である（*高い見解一致度、強固な証拠*）。
- * **社会、経済、環境の持続可能性**は、災害リスク管理と適応へのアプローチにより強化することができる。気候変動に関連した持続可能性にとってまず必要なのは、貧困を作り出して継続させ、資源へのアクセスを抑制するような構造的不平等などの、脆弱性の根底にある原因に取り組むことである。
- * **最も効果的な適応及び災害リスク低減行動**は、長期的な脆弱性の低減だけでなく、比較的短期的な開発の便益をもたらすものである（*高い見解一致度、中程度の証拠*）。
- * **極端現象の変化に関連した、回復力のある持続可能な開発**に向けた進展には、仮定やパラダイム（規範）に対して疑問をもち、新しい反応パターンを促すためのイノベーションを刺激することが役立つ（*中程度の見解一致度、強固な証拠*）
- * **気候変動の緩和策、適応策、災害リスク管理の相互作用**は、回復力のある持続可能な経路にむけて、主要な効果をもたらすかもしれない（*高い見解一致度、限られた証拠*）。

ボックス2：不確実性の取り扱い

ボックス1に関しては、A で述べた。ボックス2では、入手可能な証拠(Evidence)、見解一致度 (Level of Agreement) や確信度 (Confidence)、および可能性 (Likelihood) などについての説明がある：

証拠に関しては、限られた (limited)、中程度 (medium)、強固な (robust)の3種類。

見解一致度では、低い(low)、中程度の (medium)、高い(high)の3種類。

確信度に関してはWG1/AR4 及び、WG2/AR4 共通の定義のまま、非常に低い(very low)、低い(low)、中程度の(medium)、高い(high)、非常に高い(very high)の4種類

可能性 (知見の確実性) に関しては、WG1/AR4 の場合とほぼ同じ (Extremely likely や Extremely unlikely が無いことや、確率の上限値 100%あるいは下限値 0%を明記している点が異なる)。以下%で表した可能性の確率で示す：

- ◆ ほぼ確実 (Virtually certain) : 99-100%
- ◆ 非常に可能性が高い (Very likely) : 90-100%
- ◆ 可能性が高い (Likely) : 66-100%
- ◆ 可能性はどちらも同程度 (About as likely as not) : 33-66%
- ◆ 可能性が低い (Low) : 0-33%
- ◆ 可能性が非常に低い (Very low) : 0-10%
- ◆ ほぼありえない (Virtually unlikely) : 0-1%

3. 第34回 IPCC 会合

3-1. 開会セッション

パチャウリ IPCC 議長は、開会を宣言し、まず、第5次評価報告書(AR5)にむけた進行中の活動や、インター・アカデミー・カウンスル(IAC)の勧告に対する対応の進展にふれた。コミュニケーション戦略については、政策を規定するのではなく政策に関する適切な情報を政策決定者に提供することの必要性を指摘した。また、「再生可能エネルギーに関する特別報告書(SRREN)」及び、「極端現象に関する特別報告書(SREX)」が近く南ア・ダーバンで開催される締約国会議 (COP17) で発表されることは決定的に重要なことであると述べた。さらに、気候変動の影響の知見と地域における開発課題を考えると、この会議がアフリカで開かれることが重要な意義があることを強調し、開催国ウガンダに感謝するとともに、会議開催の支援をしたノルウェーに感謝した。

以下、来賓の挨拶が行われた：

会議の共催国ノルウェーのガウスタズイーサー(Thorbjørn Gaustadsæther)大使：

SREXは、極端現象と災害のリスク管理に関し、理解し、行動を起こし、決断を下す上で、重要な助けとなる。また、極端気象現象とその悪い影響は、劇的な洪水発生や北極海氷の縮小などが生じているノルウェーや、ビクトリア湖での漁師の獲物が減少しているウガンダも含め、いたるところ明白に現れている。SREXはダーバン会議で発表され、政策決定者が行動を起こすためのよい基礎情報を提供するだろう。ウガンダ政府が開催国となったことに感謝し、ノルウェーは会議の組織のために喜んで貢献をした。

UNEPのシュタイナー(Achim Steiner)事務局長代理、ギルラース (Peter Gilruth)：

SREX は、災害リスク軽減と気候変動にかかわる各コミュニティがより強力な架け橋を築く基礎として、また環境と開発の事業の基盤として、潜在的な力がある。UNEP には、気候変動に関する脆弱性と適応に関する研究プログラム、第5次全球環境アウトルック、及び排出ギャップ評価など、さまざまなイニシアティブや評価の報告書がある。12月には知見の共有のためのパートナーシップ構築に向けた、「地球に目を」サミットが開かれるので、各位をお招きしたい。

UNFCCCのフィギェレス(Christina Figueres)事務局長代理、ブラデュ(Florin Vladu)：

UNFCCC の国際交渉においては、カンクン合意の成果として組織インフラが整備されたが、京都議定書や緩和の将来枠組みへの取り組みが成功していない。ダーバンでは、各国は実行可能な道を見出す課題に直面する。しかし、そこでは、ポスト京都の気候の基金としてのグリーン・クライメイト・ファンドを実施に移すことに期待している。UNFCCC の交渉プロセスでは、IPCC との活発な研究対話が役立っている。つい最近も、SBSTA34(2011 年、6 月)では、「再生可能エネルギーの特別報告書 (SRREN)」がプレゼンされた。また、UNFCCC では、全球平均気温の上昇を 2°C (工業化以前基準で) で抑えるという目標の妥当性について、2013 年から (2015 年までに) レビューをするので、IPCC には特別の役割を期待したい。SREX は、SBSTA の活動に対して貢献できるだけでなく、「カンクン適応枠組み」や、損失・被害 (loss & damage) の作業プログラムに関しても実施に移されれば貢献するだろう。

WMO のジャロー(Michel Jarraud)事務局長代理レンゴーサ (Jeremiah Lengosa) :

IPCC の活動を支持するとともに、その活動や手続きが適切性と適時性を維持することが重要だと考える。AR5 の作成過程が予定通り進行していることを歓迎する。AR5 は、水資源や農業や食糧安保との関係も含め、政策決定にとって、強力な基盤だろう。近く立ち上がる予定の、WMO の「気候サービスのための全球枠組み(GFCS)」も政策決定に役立つ役割を担うだろう。

開催国ウガンダのムタガンバ(Maria Mutagamba)水文・環境大臣 :

ウガンダの人々を代表して、「アフリカの真珠」と呼ばれる国への来訪を歓迎する。ウガンダは、IPCC の活動への参加を継続し、会議を開催することになったことを誇りに思うとともに、会議の共催者となってくれたノルウェーに感謝する。ウガンダでは、すでに、激しい早魃など、気候変動に原因が特定される、極端気象現象を経験し始めている。気候変動はもう回避できないことから、ウガンダは適応政策を実施している。緩和に関しては、早くから、クリーン開発メカニズム(CDM)の下で努力をしている。開発途上国における気象・水文サービスは強化する必要がある、その点から、WMO の「気候サービスのための世界的枠組み(GFCS)」を支持したい。IPCC では、開発途上国への技術移転問題や情報普及と同様に、査読付きの文献が入手不可能か不十分である地区での、土着の知識の役割についても考慮を続けていただきたい。

開会のセッションの最後に、会議直前に逝去し、IPCC での同僚でもあった、故コナテ (Mama Konate) SBSTA 議長に対して、黙祷して哀悼の意を表した。

3-2. 第1回 WG1/WG2 合同会合の結果の受諾

総会は、SREX の SPM 及び主文に関する WG1/WG2 合同会合の結果を正式に受諾した。オーストリアは、SREX の重要性と有用性を強調し、この画期的な報告書は、とりわけ、リスク管理と気候変動の双方のコミュニティにとって共通に理解される用語を導出し、リスクを軽減し、もっとも脆弱な分野、グループ、地域を明らかにし、適切な対応をとるために極めて有用であると述べた。

3-3. IAC 報告書の勧告への対応：諸過程と手続き規則 (Process and Procedures) について

1. で述べたように、継続審議となっている、諸過程と手続き規則に関しては、4 つの課題に関して、残された問題に関し、各課題に関する**タスクグループ(TG)の報告** (一部中止：後述参照) に基づいて対応する**コンタクトグループ**により、議論が進められた。以下それぞれについての審議結果をまとめる。以下、**総会**とあるのは、原文書では**パネル**となっている場合を含む (パネル (IPCC) の最高決定機関は総会なので、区別せずに使われている)。

(1) 手続き規則(Procedures)について

手続き規則に関する TG の報告に基づいて、カルボ(Eduardo Calvo、ペルー)とクリストファーセン(Oyvind Christophersen、ノルウェー)を共同座長とするコンタクトグループでの審議が行われ、残された課題全てに関する結論が出て総会に報告し、以下に示すように決議がなされた。この TG は任務が完了した。

IPCC カイダンス資料(Guidance Material)

総会は、**ガイダンス資料(Guidance Material)** [=ガイダンスノート(Note)及びガイダンス文書(Document)] が、IPCC 報告書及び技術文書 (Technical Papers) の作成において、指針として手助けするための**補佐的資料 (supporting material)** の範疇であると規定した。また、総会は、ガイダンス資料に関し、誰が責任を持ち、誰が作成を依頼する(commission)か、誰が作成するかを明示した：

- ▶ **ガイダンスノート及びガイダンス文書(documents)**：通常、作業部会(WG)および各国温室効果ガスインベントリー・タスク・フォース(TFI=Task Force on National Greenhouse Gas Inventory)のビューロー、または IPCC 議長が、適宜責任を持つが、総会、IPCC 執行委員会(Executive Committee)あるいは、IPCC ビューローが依頼する(commission)。関係する WG ビューローで作成 (起草・完成) される。

⇒ この結果、IPCC Procedures Appendix の Chapter 6 (IPCC Supporting Material)は修正された。

IPCC ワークショップ、及び専門家会議への参加者の選定

総会の決定は以下のようになった：

- * **IPCC 専門家会議(Expert Meeting)**では、特定のトピック (Topic) に焦点を当て、限られた数の関係専門家を呼び集める。関係の WG 及び TFI のビューロー、または IPCC 議長が参加者の選定を行う。
- * **IPCC ワークショップ**では、**横断的な、あるいは複雑なトピックス(Topics)**で、広い専門家コミュニティからの情報提供を要するものを対象に討論する。参加者選定に向けては、各政府フォーカルポイント及び、必要に応じて IPCC 参加組織(Participating Organizations) からの推薦 (Nomination) を要する。関係の WG/TF のビューロー、あるいは IPCC 議長は、専門家を推薦してもよく、またワークショップ参加者を選定する。
- * **ワークショップあるいは専門家会議に関する提案**は、関係する WG 及び TFI のビューローあるいは IPCC 議長を通して総会に提出し、決定される。提案は、トピックあるいはトピックスの記述を含み、専門家会議の提案かワークショップの提案かを明記する。
- * **専門家会議及びワークショップの参加者の構成**は、下記を意図するものとする(shall)：
 - ▶ 適切な範囲の科学的、技術的、社会経済的な見識と専門性。
 - ▶ 適切な地理的代表性。
 - ▶ IPCC の活動経験のある、なしの両方の専門家の混合。
 - ▶ 男女両性のバランス。
- * **関係の WG 及び TF のビューローあるいは IPCC 議長**は、上記の基準を考慮しながら、これらの会議の組織の支援として、**科学推進委員会(Scientific Steering Committee)**を設置してよい。
- * **各政府のフォーカルポイント**は、専門家会議あるいはワークショップへの**選定された参加者のリスト**を選定後の最も早い機会に知らされるべきである。
- * **関係する WG/TF ビューローあるいは IPCC 議長**は、専門家会議あるいはワークショップを招集し、また、IPCC ビューローと総会に、どのように選定基準その他選定に向けた考慮が適用されたかの記述など、**選定のプロセスを報告する**。

査読プロセスの透明性、品質、効率性に関する事柄

* **査読編集者(RE = Review Editor)**

前総会では、各 WG 及び TFI のビューローに、査読編集者(RE = Review Editor)の役割に関する追加ガイダンスを AR5 の評価プロセスの実施に間に合うよう、上記両勧告に十分対応した追加ガイダンス文書の作成・合意を要請することを決めた。今回その文書が提出された。

今総会は、改定された、「RE に関するガイダンスノート」を歓迎し、IAC の RE に関する勧告が適切に考慮されることを確認した。また、報告書(Reports)による最新の情報に関するバランスのある完全な評価の提供を保障するのに役立つよう、WG および TFI のビューローは、各報告書の、**章(重要な要約<Executive Summary>も含む)ごと**に、また**技術要約(TS = Technical Summary)ごと**に、通常、それぞれ 2～4名の REs を選定すべきとした。

* 専門者査読への開かれた招き

元来の手続きでは、各政府が専門査読者を推薦するよう要請された。しかし、AR5に向けては、AR4でWG sにより開発されたように、各WGのウェブサイトを通して、公開で専門査読者が参加登録をするやり方が実践されている。実際、WG1では、2011年12月16日～2012年2月10日までの1次報告書案の査読を呼びかけている。総会はこの手続きに合意した。

総会の決定：第1次及び第2次報告書案は、WG及びTFIの共同議長から査読にまわす。WG及びTFIのビューローは、科学的、技術的、社会経済的な見識、専門性、及び地理的代表性の幅を覆う査読者の参加を得るよう努力し、またできるだけ広い範囲の専門家のグループを招くようにする。それには、IPCCが持っているリストにある、執筆関係者(CLAs, LAs, REs, CAs)に推薦された専門家が含まれる。各国政府のフォーカルポイント、このプロセスの開始について通知されることとする。

* 無記名専門家査読

この問題は、WG1の専門家査読が12月に始まることから、この総会で決着させる必要があった。9月にひらかれたIPCCビューロー会議に、3つのWG sの共同議長はAR5に向けた専門家査読は無記名にすべきでないという見解を提出した。加えて、IPCC執行委員会(EC)も9月の会合で、**手続き(Procedures)に関するタスクグループ(TG)**に対し、開かれた(記名の)査読の手続きを少なくとも3つのWG sで均一に進めることが助言された。無記名の査読プロセスにしたがっているTFIに関しても、ECはそれを再考するよう要請した。

現行の手続きは、この問題に関しては触れていない。各共同議長の判断に任せられている。これに対するTGの議論では、これまでの実態と、賛否両論とを報告してコンタクトグループで議論となった。

総会の決定：

- IPCC 手続きでは、専門査読者に関して記名にするか、無記名にするかについて、**改正しない。**
 - 異なったアプローチを将来採ることを除外しない。
- したがって、どうするかは触れないままにしておくことになった。

* 政策決定者向け要約(SPM)承認のセッション

前総会で、SPM 承認セッション前における書面でのコメント提出に関する現行の方式を明確化することが決まっており、そのための手続きの詳細の検討がなされた：

総会の決定：SPM の一次査読は、報告書主文の第二次案の専門家・政府査読と同じ時期に行なう。それぞれのWG sにより作成されるSPM および、各国温室効果ガスインベントリーに関わるメソドロジー報告書の概説章(Overview Chapters)の最終案は、政府向けの配布と、その承認を行うWG(s)セッション、あるいは採択する総会のセッションに向けた**最終の政府書面コメントのために最終ラウンドの供覧**を行う。

(2) 管理運営体制(Governance and Management)について

この課題に関しては、担当してきた、TGのワリロー(David Warrilow、英国)共同座長が、会議直前に急病のため欠席、また、もう一人のザタリ(Taha Zatari、サウジ)共同座長も欠席となったことから、報告がなされず、審議は次回総会に先送りとなった。

(3) 利益相反策 (Conflict of Interest Policy) について

全総会の継続として、今回は、「IPCC 利益相反策」の未完部分である、実施手続き策や公開様式(Disclosure Form)に関する付録が課題となっていた。TGからの報告に基づき、クラジック(Andrej Krajc、スロバニア)、ウイティ(Jongikhaya Witi、南ア)を共同座長とするコンタクトグループで審議が行われ、その結果が総会に報告された。WG sやTFIでは現在過渡的に利益相反を扱う段取り(Arrangements)を策定しているが、そのような段取りは、おおまかには、上記IPCC利益相反策と一貫している。

総会の結論：

- * IPCC利益相反策の付録として、**利益相反の実施手続き(注：詳細省略)**を採択し、直ちに利益相反策の下にある個人に適用する。

- * 利益相反(COI=Conflict Of Interest)委員会を立ち上げる。その構成は、EC の全ての選出されたメンバー、及びUNEP と WMO から指名された 2 名の適切な法律専門家から成る。
- * 利益相反(COI)に関する助言専門家グループ(Expert Advisory Group)も立ち上げる。WMO 事務局長及び UNEP の事務局長には、このグループのメンバーを選定し、COI 委員会の設立が出来るだけ早く実現するよう手助けしてもらう。
- * 円滑な移行のために、EC が適用の時期を決定するまでは、ユーローメンバー以外の個人に関しては、既存の利益相反に関する段取りは継続させる。
- * IPCC 及び TFI のビューローメンバーには COI の様式を、この実施手続き採択後 3 ヶ月以内に事務局に提出することを要請する。
- * COI 助言専門家グループ及び COI 委員会の設立後 12 ヶ月以内に、総会はその活動に関する報告を受け、次のビューローの選挙後 12 ヶ月以内にそれらの活動のレビューを必要に応じて(as appropriate)行う。
- * COI 委員会はそれ自身の活動手法を開発し、それを総会の承認の下に暫定措置として適用することにかんがみ、COI 委員会は設立後 12 ヶ月以内にその作業手法を提出して総会の承認を得るものとする。

(3) コミュニケーション戦略(Communication Strategy)について

前総会では、「IPCC コミュニケーション戦略に関するガイダンス」を採択し、IPCC 事務局に、このガイダンスに沿った「IPCC コミュニケーション戦略」を詳細に策定し、財政上に及ぼす影響を検討のうえで、その案を今回の第 34 回総会に提出することを要請した。その時点で、IPCC 事務局では、事務局職員として募集中であった、上級コミュニケーション管理官の下に、上記戦略を策定する予定であった。しかしながら、今総会の時点で、同管理官の採用は実現していないため、策定は延期されており、この議題の議論は次回に継続することになった。

3-4. その他

(1) AR5 に向けた進捗状況

各 WG から活動の進捗状況について報告があった。WG1 に関しては、ストッカー共同議長から、前総会以後の進展が報告された。

統合報告書(SYR) :

SYR 専門(技術)支援室(TSU)のメイヤー(Leo Meyer)室長からは特に、以下の報告があった。

- IPCC 副議長は横断的事項に関して担当していることから、SYR 起草チームに入れる。
- UNFCCC 第 2 条(UNFCCC の目的 : 安定化)に関するワークショップの可能性 : 条約の究極目的の妥当性に関する UNFCCC レビューへの入力に向けて。
- SYR の作成スケジュールに関し、その実施上の都合から、SPM の最終案に対する政府コメントの時間を 8 週間から 6 週間に短縮したい意向。

上記のスケジュール案に関し、米国は、7 週間にすることを提言し、総会は合意した。

ワークショップの可能性に関しては、パチャウリ議長は、各国政府にコメントを求めることを提言した。米国は、IPCC が、政策プロセスからは距離を保持する重要性を強調して、提言に反対し、ニュージーランド、カナダ、サウジアラビアなどが同調した。サウジアラビアは特に、第 2 条は大変微妙な問題であると述べた。総会はこの点に関して、ビューローに検討したうえで次回に提案を出してもらうことで合意した。

影響と気候解析のためのデータとシナリオのサポートに関するタスクグループ(TGICA)

出席者が無かったため、パチャウリ議長は報告文書を示しただけで審議は行われなかった。

各国温室効果ガスインベントリーに関するタスクフォース(TFI) :

クルッグ(Thelma Krug、ブラジル)TFI 共同議長からは、2006 年の各国温室効果ガスインベントリーに対する IPCC ガイドラインの湿地帯(Wetlands)に関する 2013 年補遺版(2013 湿地帯補遺版)に向けた進捗状況が報告された。

IPCC スカラーシップ・プログラム

クリスト(Renate Christ)事務局長から報告があり、2011～2012年のスカラーシップに関し、途上国から9名が選考されたことなどが報告された。

以上のほか、前総会議事録の承認、予算案等の承認、UNFCCC その他の国際機関に関すること、横断事項などがいずれも特に提案に異論がなく承認された。

3-5. 次回の予定と閉会

次回第 35 回 IPCC 総会に関しては、クロアチアが開催を提案したのをうけ、2011年に同国で開催(都市、日程は未定)するとし、会議は閉会された。注その後、暫定的にドブロクニクで6月6～9日とIPCCのHPで表示された。

所感

WG1/WG2 合同会合の主題であった、SREX は気候変動の観点から及び防災の観点から、極端現象に止まらず、それによって生じる災害のリスク管理にも焦点を当てているところが特徴であり、ポスト革新が目指そうとしている方向と密接に関係があると思われる。自然科学から社会・経済面に至る幅の広い学際的内容であり、SPM 承認の審議最終日は深夜に及んだ。

用語に関しては、英文用語において、報告の中で記述した問題があり、これを日本語の用語で対応しようとすると、従来用いられてきた「異常気象」との関係でも、Climate Extreme という、比較的最近頻繁に導入されている用語の日本語表現をどうするか、課題である。

総会に関しては、IAC の勧告に対する対応として、4つの主要な課題については、決着したものと、先送りになったものが生じた。手続き(Procedures)および、利益相反策(Conflict of Interest Policy)に関しては決着し、AR5 に向けた実施の展望が開けた点は意義が高い。

一方、管理運営体制(Governance and Management)では、タスクグループ(TG)のワリロー共同座長が会議直前に倒れ、もう一人のサウジアラビアの共同座長も欠席ということから、審議が出来なくなるというハプニングとなり、今回は審議が見送られる羽目になった。また、コミュニケーション戦略(Communication Strategy)では、事務局での上級コミュニケーション管理官の採用(国連基準での応募による)が遅れているため、前総会で採択された、「IPCC コミュニケーション戦略に関するガイダンス」の下に、IPCC 事務局で、上級コミュニケーション管理官を中心にまとめることになっている「IPCC コミュニケーション戦略」案が出来ていない状況にあったため、これも次回送りとなった。いずれも、想定外の状況であり、重要なこれら2つの課題に対しては、次回の総会(2012年6月上旬予定)で、必ず決着させる必要がある。